

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	高校教育課	整理番号	1-2-10
許認可等の種類	教員免許状更新講習の修了確認期限の延期			
根拠法令条例等・条項	教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条			
許認可等の概要	教員免許状を有する者がやむを得ない事由により免許状更新講習の課程を修了することが困難であるとき、免許状更新講習の修了確認期限を延期する。(平成21年3月31日以前に教員免許状を授与された者が対象)			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>[参考] 教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律附則第2条第4項 免許管理者は、旧免許状所持現職教員が、新法第九条の三第四項の規定により免許状更新講習を受けることができないことその他文部科学省令で定めるやむを得ない事由により当該旧免許状所持現職教員に係る前項に規定する修了確認期限(以下この条において単に「修了確認期限」という。)までに免許状更新講習の課程を修了することが困難であると認めるときは、文部科学省令で定めるところにより相当の期間を定めて、当該修了確認期限を延期するものとする。旧免許状所持現職教員が、新たに普通免許状又は特別免許状の授与を受けたことその他の当該旧免許状所持現職教員に係る修了確認期限を延期することが相当であるものとして文部科学省令で定める事由に該当すると認めるときも、同様とする。</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日			
期間の制定根拠	過去の事務処理実績から算出			